

12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月16日（火）午前10時～10時18分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、繩田 加奈江、正司 浩幸、
村田 信男、河村 守浩、関谷 利彦、原野 英雄、
富永 茂巳、阿部 利男、壹岐 浩二
・・・（13人）
4. 欠席委員 岡田 保子、磯部 恵子、野村 文雄、大草 知子、
河崎 貫一郎・・・（5人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 許可取消申請について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について

第3 報告事項

報告第1号 農地使用目的変更届について

6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

**議長： 定刻となりましたので、12月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。**

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は13人です。
欠席は5名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいている。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項21件及び報告事項1件
となります。
以上で報告を終わります。

**議長： 本日の委員18人中13人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
楠地区の阿部委員、二俣瀬地区の原野委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。**

（質問、意見なし）

議長： それでは、これより議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページから8ページまでの東岐波地区の議案、30番から33番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、30番から33番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの西岐波地区の議案、34番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波市地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしくうございます。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、34番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページ、13ページの東岐波地区の議案、85番、86番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、85番、86番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから20ページまでの西岐波地区の議案、87番から89番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、87番から89番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページ、23ページの旧市地区の議案、90番、91番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、90番、91番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局：議案書は25ページ、27ページの厚南地区の議案、92番、93番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、93番の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および水利組合長、近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長：厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【厚南地区よろしいですか】

繩田委員：はい。

議長：採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、92番、93番は、許可します。

次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は29ページから40ページの議案、57番から62番までの6件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください
57番、則貞六丁目です。宅地として使用され現在に至っています。
58番、中尾一丁目です。耕作放棄され雑草、竹木が繁茂し現在に至っています。
59番、小松原町二丁目です。共同住宅が建てられ、宅地の状況で現在に至っています。
60番、浜町二丁目です。隣接の宅地と一体的に利用され、宅地の状況で現在に至っています。
61番、大字東須恵です。隣接の宅地と一体的に利用され、現在に至っています。
62番、大字小野です。借地人および借地人の配偶者が居住し、現在に至っています。
以上です

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、許可取消申請について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は41ページの議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。自己用住宅を目的に許可を受けたものの、建築計画全般を見直すこととしたことから許可取消申請書が提出されたものです。以上です。

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の審査となります。厚南地区において、委員に関する事項があるため、まずは厚南地区について審査し、その後にそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、繩田委員の退席を求め、厚南地区について審査します。

(繩田委員退出 10：14)

事務局、厚南地区の説明をお願いします。

事務局：議案書は47ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聞くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長：厚南地区の河崎委員が本日欠席ですがどうでしょうか。

事務局：厚南地区の地区協議会において「問題のない」ことを、事務局の方で確認しております。以上です。

議長：分かりました。それでは採決します。
原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、厚南地区は原案どおり決定します。
繩田委員、席にお戻りください。

(繩田委員入室 10：16)

**つづいて、厚南地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。**

事務局： 議案書は43ページから46ページおよび48ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【小野】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は1件です。
報告第1号、議案書は49ページです。厚南地区に所在する農地所有者から、田を畠とする旨の届出に伴う報告です。以上です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、12月定例総会を閉会します。

(終了時間 10：18)